ビジネ 「始乱」 冷た し上げま ・スサポ い風が冬を告げます。 か 9 「終成」 二〇二三年は間もなく終わります。  $\mathcal{O}$ 業務を十七年間わ  $\mathcal{O}$ 一年とな より多忙の年末が りました。 たり従事し やってきました。 てきた私たち 皆様にとっ Р & 皆様のご健勝と益々 ては、 D パ どんな 1 ナー 年でしたでしょう ズ にとりまし のご繁栄を心より て は、 か 本 年 玉

まな工業製品 出ができない状態になりました。 様が中国規制に慌ただしく対応するその最中、 事業を正常に このような混乱 始 ズな輸出・ 乱 販売の製品について、 とは、 についても風評被害を受け、 展開されようとした矢先、 販売を実現するために想定外の緊急サポートを数多く、 二〇二〇年年始 状況の中、 中国認定機関から製品安全性証明の取得や風評被害の払拭資料の作 P&Dパートナーズは中国ビジネスのエキスパートとして、 この動きに続いて、 から三年続い 中国各製品 中国へ たコ 福島第一原発の処理水の海洋放出を巡って、 の輸出・販売がスムー 分野の製品規制 口 中国で人気を誇ってい ナ禍がようやく落ち着きましたが 等の変更が続きました。 実施させて頂きました。 ズにできない事態に陥りまし . る日 本の食品や化粧 日本企業様 日 水産 本企業様 物の 品、  $\mathcal{O}$ 成等 日本企 中国輸 0 が さまざ 々 た。 対中 中 業 ス 玉

の業者にコンサルティングされている愛知県の び実施されており、 せられる事例がありました。 督管理局) 備案許可を取得しています。この件数と成功率は、日本国内でトップであると自負し 月一日に開始となり、 に中国事業を展開している様相を示したものです。 そうした中、あらためて、中国ビジネスにおいてはコンサルティング会社の選択が極めて重要だと実感さ 一方、 「終成」とは、年末を迎える今、 弊社のお客様は全て無事に済んでおります。 弊社の申請代行で既に百品以上の日本の歯磨き粉製品の中国 NMPA(中国国家薬品監 本年十月から中国 MPA による中国販売化粧品に対する日本製造工場査察が再 P&Dパートナ 化粧品会社が、 特に、 中国歯磨き粉製品の許認可(備案)制度が本年 ズがサポートしている多くの日本企業様 中国法規制に違反してい その一方で、 Р & D パ 、るとの ートナー 疑い ております。 ズ以外の で、 が 行 順 調

まれている皆様に、 により、 二〇二四年は本年より、日本と中国との間の経済環境は、更に良くなることは間違い Dパートナーズは、 引き続き、 皆様の中国事業の成功に、 心から敬意を表すとともに、 長年の中国ビジネスサポー 尽力させて頂きます。 深く感謝を申し上げます。 トの経験・ノウハウ及び中国製品審査部門との友好関係 また、 中国における事業展開に取り込 な いと考えてい ます。 是正措置を受ける事態になったとのことです。

員 皆様方には、 同 心よ ŋ お願 Р & D 1 申 パ 上げ ナ ズの 業務に関しまし て、 より \_ 層のご指導 ご鞭撻を賜り ますよう、 従 業

大変失礼なが 5 本状 で年末のご挨拶とさせ て 1 ただきます。

4 年をお迎えください

五.

和

ア ンド デ イ パ ズ 式 (会社

敬具

表取 締 役 社長 董 培

Tel

. .

0

5

9

2

3

中国ビジネスのエキスパート P&Dパートナーズ 株式会社

# 二〇二三年から二〇二四年にかけての中国の主要製品規制変化動向

### 「化粧品/化粧品原料」

対応する支援コンサルティングも引き続きご案内していきます。 全評価報告解説セミナーを開催する予定です。また、外国製造工場査察も、 出が必要となります。弊社P&Dパートナーズは二〇二四年早々に、 二〇二四年五月一日から、 化粧品の中国 NMPA 登録者・備案(届出) 者は、 中国化粧品審査専門家による化粧品安 より頻繁に実施される見通しで、 化粧品安全評価報告完全版の提

#### 「歯磨き粉製品」

NMPA 備案許可を取得していなければ、 中国 「歯磨き粉製品備案資料管理規定」が二〇二三年十二月一日より施行、 中国への輸出・販売ができなくなっております。 中国向け 歯磨き製品 は中 国

#### 「健康食品\_

健康食品許可の再取得が必要となっています。 以内に、既に中国健康食品許可を取得している全ての健康食品についても、 二〇二三年八月十五日、「中国健康食品主張できる効能効果 (二〇二三年年版)」等が公布され、今後五 この二〇二三年版に従い、 中国 年

#### 「医療機器

標識及び関連情報を、 なります。 二〇二四年六月一日から製造する中 これらの医療器機と全ての中国Ⅲ類医療機器は、 NMPA システム上にアップロードすることが求められます。 国向け百三種類のⅡ類医療機器が、 中国への輸出・ 固有識別子 販売を行う際、 (UDI)取得した の対象製品に UDI

#### 「電気製品」

玉 ています。 二〇二三年八月より、 の輸出 ただし、二〇二四年八月一日から製造するリチウムイオン電池は、CCC 認証を取得しなけれ ・販売ができなくなると発表されており、 中国強制性認証(CCC) 対象製品 対応が必要となってい の品目数については、 ・ます。 九十六品種まで大幅に減少し ば中

## 「特殊設備(圧力容器、圧力パイプ及びバルブ等使用部品等)」

必要となります。 カパイプと圧力パ が大きく変わっています。この影響の一環として、二〇二四年五月三十一日から中国へ輸出及び販売する圧 によって、中国特殊設備の製造許可取得については、 二〇二二年六月一日より施行されている「特殊設備行政許可に関する事項の公告(二〇二一年第四一号) イプ用バ ルブは、中国特殊設備工場製造許可と型式試験の両方につい それ以前と比べて製造レ ベルの区別や遵守する規格等 て合格証書の取得が

規制デ ます。 弊社 では、 タバ 二〇二四年も中国における製品規制変化動向の最新情報について、 ンク) ③メル マガ、 **④**コンサルティングサー ビスを通して、 広く情報提供をさせていただき ①セミナー @CRDB (中国